

仕様書

高速鉄道部高速車両課

件名	烏丸線１０系車両幌装置購入
履行場所等	竹田車両基地
契約期間	契約締結日 から 令和８年３月３１日 まで
支払方法	本契約には、下記のうち●印が付された事項を適用する。 （●）支払方法は、発注者の完了検査合格後の一括払いとする。 （ ）支払方法は、発注者の完了検査合格後、検査合格数量分に相当する金額の部分払いとする。 （ ）支払方法は、〔 〕 ごとの出来高精算払いとし、支払金額に端数が生じたときは、初回支払時に端数分を支払う。 （ ）本契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものである。発注者は、翌年度以降において当該案件に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。この規定により発注者がこの契約を解除した場合において、受注者は、発注者が翌年度以降に支払いを予定していた金額を請求することはできない。受注者は、この規定に定めるもののほか、発注者がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、発注者に請求することはできない。 （ ）その他（自由記述）

(適用)

第1条 本仕様書は、高速鉄道烏丸線10系車両に使用する幌装置（以下「本装置」という。）の設計、製作、検査及び納入に適用する。

(当事者)

第2条 本仕様書において、「発注者」とは京都市交通局をいい、「受注者」とは請負人をいう。

(製作納入範囲)

第3条 本仕様書に基づく製作納入範囲は、付表のとおりとする。

(設計及び製作上の注意)

第4条 本装置の設計及び製作に際して、特に指示のないものについては、3～6次車との動作、機能及び特性上の整合を図るものとする。

なお、使用する材料は、十分吟味し、設計及び製作は入念かつ丁寧に行い、細部の構造及び機能等は、実用上最も優れたものとする。

2 地下及び地上で使用するため、高温多湿な環境、風雨雪の害、騒音、振動及び塵埃等予想されるすべての条件に対して十分な配慮を行い、完全な防護処置を取り、長期にわたって安全確実に円滑な機能が維持できるとともに保守の容易なものとする。

(関係法規の適用)

第5条 本装置は、京都市交通局契約規程、鉄道事業法等関係法規、JIS等関係規格及び京都市高速鉄道車両実施基準を遵守したうえで、設計、製作及び検査を行うものとする。

(変更)

第6条 契約後においても、発注者が必要と認めたときは、協議のうえ、軽微な変更を行うことができるものとする。

(特許及び実用新案)

第7条 受注者は、本装置について、国内及び国外の特許、実用新案及び意匠並びにその他権利上の問題が生じたときには、これの解決に当たるとともに、これらに関するすべての費用及び損害を負担し、発注者にいかなる支障も及ぼしてはならない。

(打合せ)

第8条 受注者は、本装置の設計及び製作に当たり、発注者と十分な打合せを行うものとする。
また、打合せ事項についてその都度、別途指示する書式の議事録を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

(書類の提出)

第9条 受注者は、発注者の指示する様式により、指定期日内に次の図書を発注者に提出すること。

(1) 請負予定工程書…………… 1部

- (2) 製造の請負代金明細書 1 部
- (3) 承認図（鉄道車両用材料燃焼試験成績書（写）を含む） 3 部
- (4) 製作写真及び完成写真 3 部
- (5) 検査成績書（鉄道車両用材料燃焼試験成績書（写）を含む） ... 3 部
- (6) 納品書 1 部
- (7) 契約完了届 2 部
- (8) 打合せ議事録 2 部
- (9) その他発注者の指示する図書 指定部数

(完了検査)

第10条 本装置は、発注者が指定する場所において、発注者の立会いの下に別に指示する試験及び検査を行い、これに合格しなければならない。ただし、発注者が認めたものに限り、受注者の試験成績書又は検査成績書により合格を与えることがある。

なお、試験及び検査に必要な資材及び設備並びにこれらに要する費用は、すべて受注者の負担とする。

2 受注者は、履行期限までに発注者の完了検査に合格すること。

(保証期間)

第11条 本装置の保証期間は検査合格後1年とする。また、この期間に生じた設計、工作及び材料の不良等による不具合については、受注者の責任において、発注者の指定期日内に無償で修理、改造又は新品との取替えを行うものとする。ただし、発注者に責あるときは、その限りでない。

(納入)

第12条 本製品の納入場所は、次のとおりとする。

納入場所 京都市交通局竹田車両基地 車両工場 竹田検車区

(住所 京都市伏見区竹田西段川原町18)

- 2 本装置の納入に必要な資材、設備及び費用並びに納入完了までの紛失及び損傷等のすべての責任は、受注者が負担するものとする。
- 3 本装置の荷造りは、品名等を明記し、損傷の防止、防錆、防湿及び荷役等を十分配慮した上で、廃棄物の発生をできる限り低減するものとする。必要以上に過剰な梱包により発生した廃棄物は、受注者の責任において引き取るものとする。
- 4 納入に際し前日までに、日時、手段及び積み降ろしのためのクレーン、フォークリフト等の使用の有無を発注者に連絡するものとする。

(特記)

第13条 材料は、すべて精選された優良なものを用いるものとする。

なお、ホロボ等に使用する材料については、発注者の指示により、鉄道車両用材料燃焼試験において難燃性以上の判定をうけたものとする。

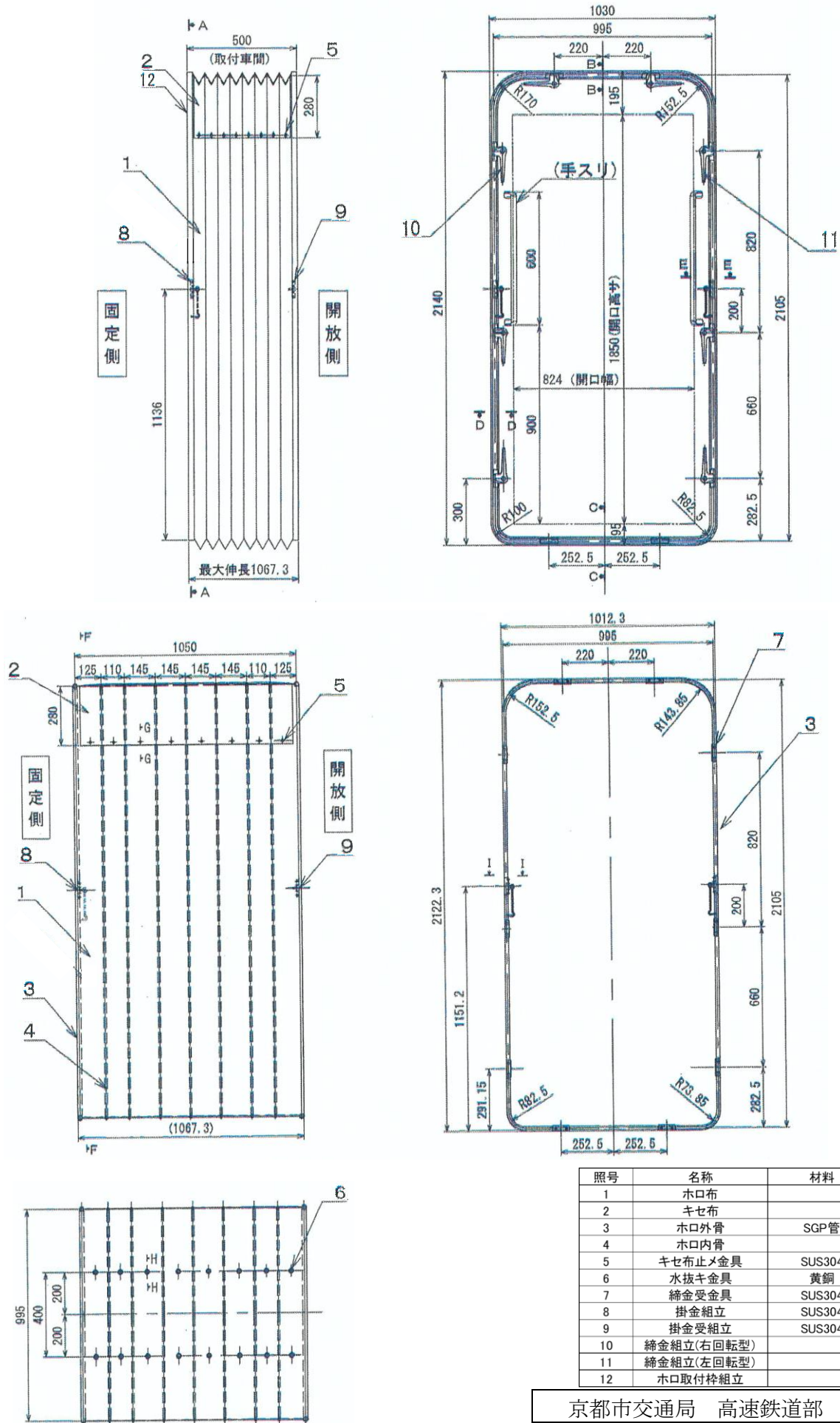
製作納入範囲

1. 製作数量

機器／品名	形状／寸法	数量	単位	備 考
幌装置 (3次車以降用)	付図1 照合1～9組立品相当品。 ただし、材料は次のいずれかを使用すること。 ○ホロ布、キセ布 ・材料 ポリエステルターポリン 厚さ 0.75mm 鉄道車両用材料燃焼試験番号 19-506Kまたは24-852K ・材料 合成繊維塩化ビニール化工基布 厚さ 0.6～0.8mm 鉄道車両用材料燃焼試験番号 54-2 ・材料 ポリエステル織物塩化ビニール コーティング布アラミド三軸メッシュ 厚さ 0.9～1.1mm 鉄道車両用材料燃焼試験番号 7-242K ○ホロ内骨 ・材料 SWB 厚さ $\phi 5 \sim 6$mm 総重量 7kg以下 ・材料 FRP 厚さ $\phi 8$mm 総重量 7kg以下 鉄道車両用材料燃焼試験番号 65-108	3	組	・付図1 照合8掛金組立、 照合9掛金受組立を皿小 ネジで取り付けるものと する。(付図2) なお、必要に応じて、掛 金組立に皿ざぐり加工を 施すこと。

本 体 金 額 (円)	
消費税及び地方消費税相当額 (円)	
合 計 金 額 (円)	

参考図



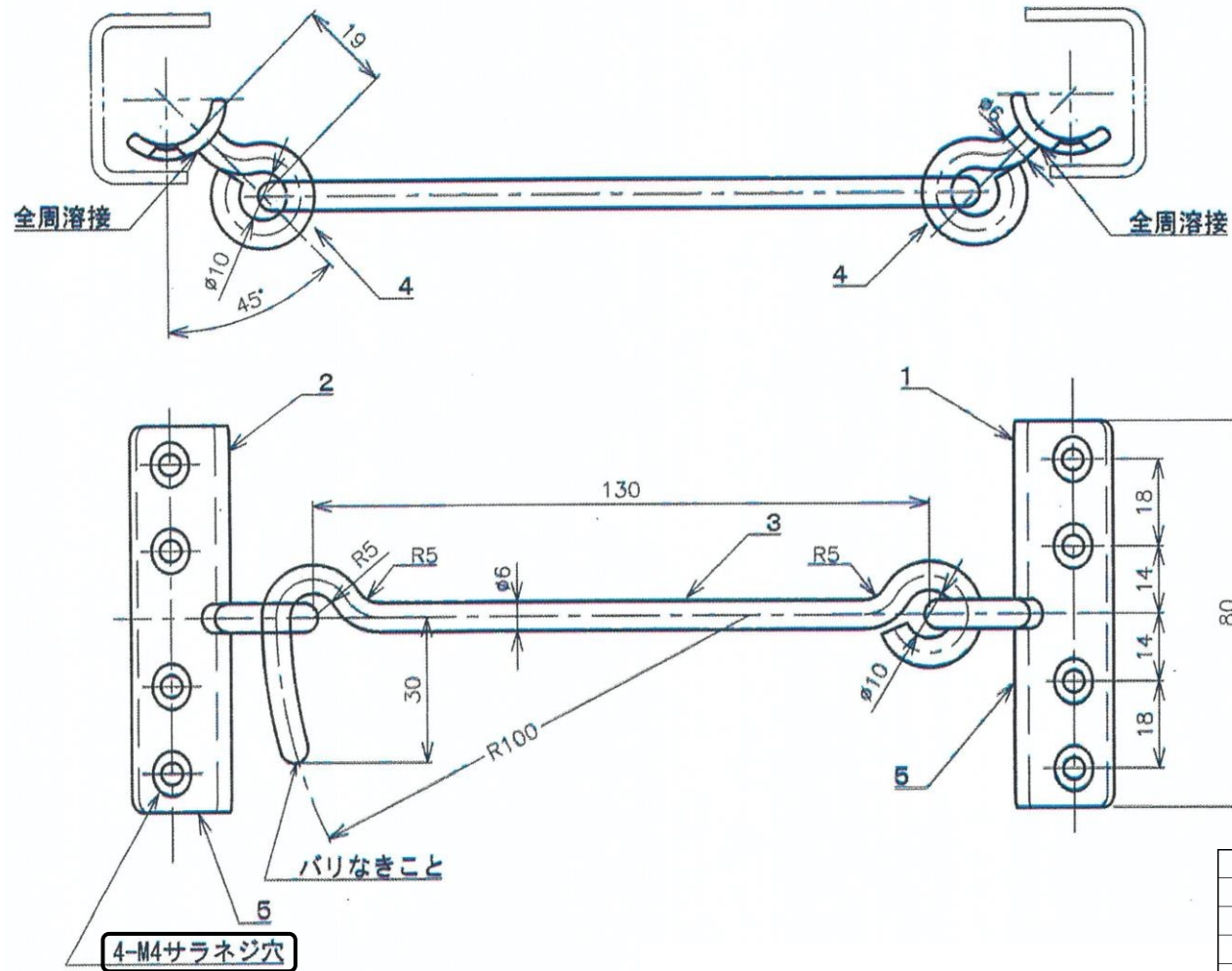
照号	名称	材料	記事
1	ホ口布		
2	キセ布		
3	ホ口外骨	SGP管	φ 17.3
4	ホ口内骨		
5	キセ布止メ金具	SUS304	13×10
6	水抜キ金具	黄銅	キリンス処理
7	締金受金具	SUS304	t2
8	掛金組立	SUS304	固定側
9	掛金受組立	SUS304	解放側
10	締金組立(右回転型)		製作対象外
11	締金組立(左回転型)		製作対象外
12	ホ口取付枠組立		製作対象外

京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課

件 名 烏丸線 10 系車両幌装置

名 称 幌装置 (3 次車以降用)

参考図



注記： 1 図示は右勝手を示す。
2 左勝手は掛金組立と掛金受組立入替違いとなる。
3 ヘアライン方向は、掛金及び掛金受けでは軸方向
掛金受け座では長手方向とする。

照号	名称	材料	記事
1	掛金組立	SUS304	
2	掛金受組立	SUS304	
3	掛金	SUS304	φ6
4	掛金受	SUS304	φ6
5	掛金受座	SUS304	t3

京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課

件 名 烏丸線 10 系車両幌装置

名 称 掛金組立